

亀山市新庁舎整備基本計画 (中間案)



令和2年 月
三重県亀山市

亀山市新庁舎整備基本計画 中間案（素案）

目 次

I. 新庁舎整備の背景	1
1. はじめに	
2. 現庁舎の概要	
3. 現庁舎の課題	
II. 新庁舎整備の基本的な考え方	9
1. 基本理念と基本方針	
2. 行政機能の集約	
3. 新庁舎の整備方針	
III. 新庁舎の機能と性能	19
III-1. 新庁舎が果たす機能	21
1. 防災拠点機能	
2. 市民サービス機能	
3. 議会機能	
4. 執務機能	
5. 市民交流機能	
III-2. 新庁舎が備える性能	30
1. 安全性	
2. 経済性	
3. 環境性	
4. 快適性	
5. 利便性	
IV. 新庁舎の建設候補地（今後に検討）	38
V. 新庁舎の規模・配置	38
1. 新庁舎の規模（今後に検討）	
2. 新庁舎の配置計画（今後に検討）	
3. 新庁舎のフロア構成（今後に検討）	
VI. 事業計画の検討	39
1. 事業手法	
2. 事業費と財源（今後に検討）	
3. 建設スケジュール（今後に検討）	

I. 新庁舎整備の背景

1. はじめに

(1) 新庁舎整備の背景

平成 17 年に旧亀山市と旧関町が合併し、亀山市が発足しました。合併時において旧亀山市庁舎(本庁舎)に行政組織を集約する方式(いわゆる本庁方式)を採用しましたが、既に総合保健福祉センターや総合環境センターが設置されていたため、行政機能を分散して業務を行ってきました。

しかし、本庁舎は、行政機能が分散していることによる市民の利便性や業務効率の点から課題があります。また、昭和 56 年以前の建築基準法、いわゆる旧耐震基準で建設されており、耐震補強工事(平成 18、19 年度)を行って耐震基準は満たしているものの、著しく老朽化している状態です。さらに、増築によって複数棟で構成されていますが、建設から 60 年が過ぎている建物もあり、今後も長期にわたって使用するには多額の費用が必要となるとともに、狭隘化やバリアフリー化などの課題を解決することは難しい状況です。

こうした老朽化による安全性への不安、狭隘化や行政機能の分散化などの課題を解消し、質の高い市民サービスの提供と市民のニーズや時代の要請に応えるために新庁舎の整備が必要と判断するに至り、「第 2 次亀山市総合計画【基本構想】(平成 29 年 3 月)」において新庁舎整備を掲げ、同前期基本計画で「行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎整備に向けて、都市機能・防災なども含めた多面的な検討を行う。」こととしました。

また、「亀山市公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)」では、市庁舎の基本方針を「防災や災害時の拠点としての機能強化を図るとともに、市民の利便性を図るため、分散する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備する。」としています。

例えば、市民アンケート(平成 30 年度実施)では、「新庁舎の建設にあたって重視すべきこと」に対して、「新庁舎に災害時の拠点としての機能を充実させ、安全で安心な庁舎とすること」と回答した割合が最も高く、市庁舎の防災拠点としての機能が期待されています。

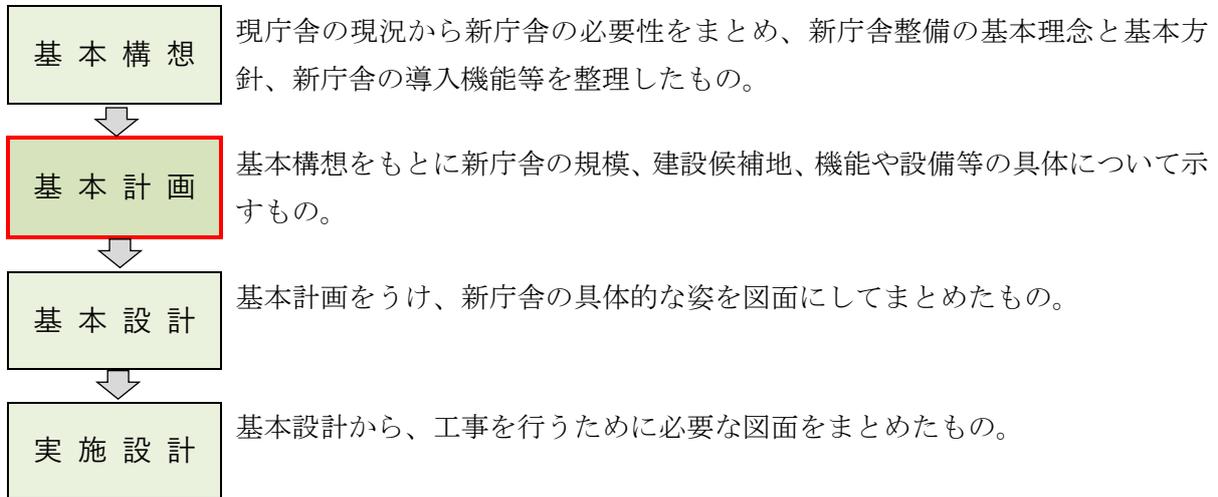
(2) 新庁舎整備に向けたこれまでの取り組み

庁舎整備については、平成 19 年度に庁舎建設基金を設置して財源の積み立てを開始するとともに、新庁舎建設基本構想の素案を作成しましたが、平成 20 年の世界的金融危機の発生によって市の財政状況の悪化が見込まれ、他の施策を優先するため新庁舎整備を一時凍結しました。

その後、様々な社会経済状況の変化が起こる中で、特に平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により、防災拠点としての庁舎のあり方を再度見直す機会となり、平成 29 年 4 月から新庁舎整備に向けての取組を本格的にスタートさせました。

(3) 本計画の位置付け

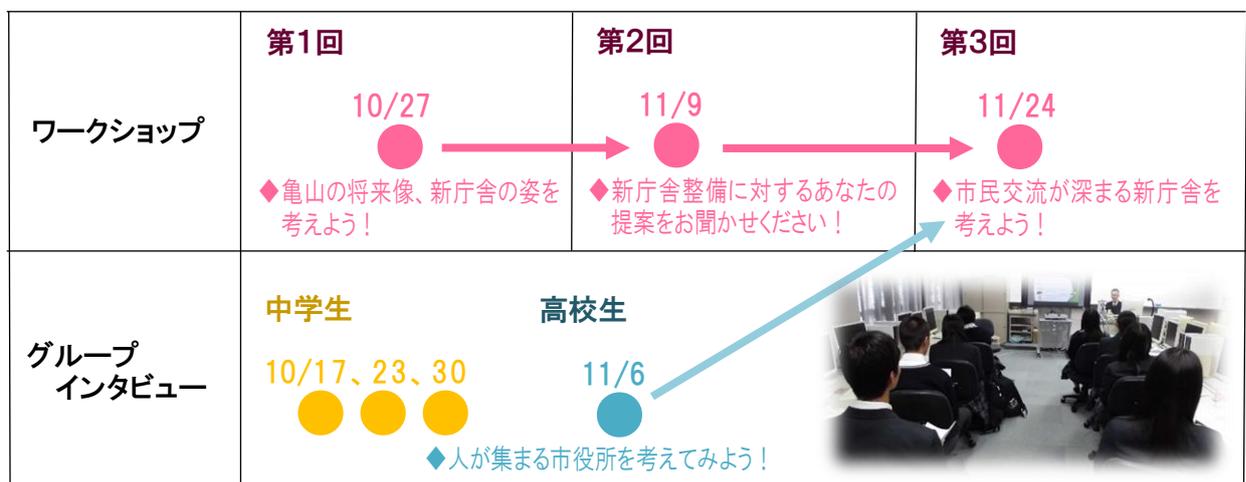
本計画は、本市が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎整備の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後策定する「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。



(4) 本計画策定の取り組み

新庁舎建設基本構想策定後、新庁舎建設庁内検討委員会において、防災機能・窓口市民機能・庁舎性能等について様々な分析や検討を重ね、さらに、建設敷地・規模・機能・施設内容・事業費や財源等、設計に向けての条件について検討し、一定の整理を行いました。これと並行して市民や有識者等で構成する「新庁舎整備基本計画等検討委員会」での議論や提言を頂きました。

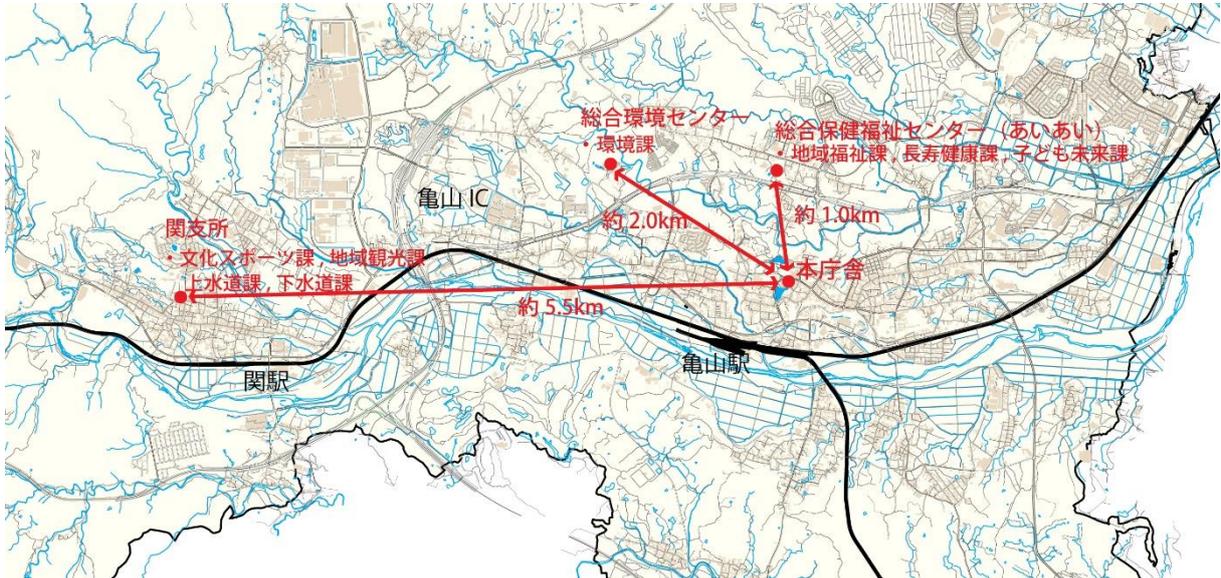
また、より幅広く意見聴取に努めるために、市民の皆さんの声を直接お聞きしながら、一緒に庁舎について考える「コラボレーションプログラム」を実施しました。コラボレーションプログラムでは、グループインタビューとワークショップを実施し、中高生から大人まで幅広い世代の新庁舎に関する意見を整理しました。なお、コラボレーションプログラムの詳細は、「亀山市新庁舎整備基本計画策定に関するコラボレーションプログラム報告書」を参照してください。



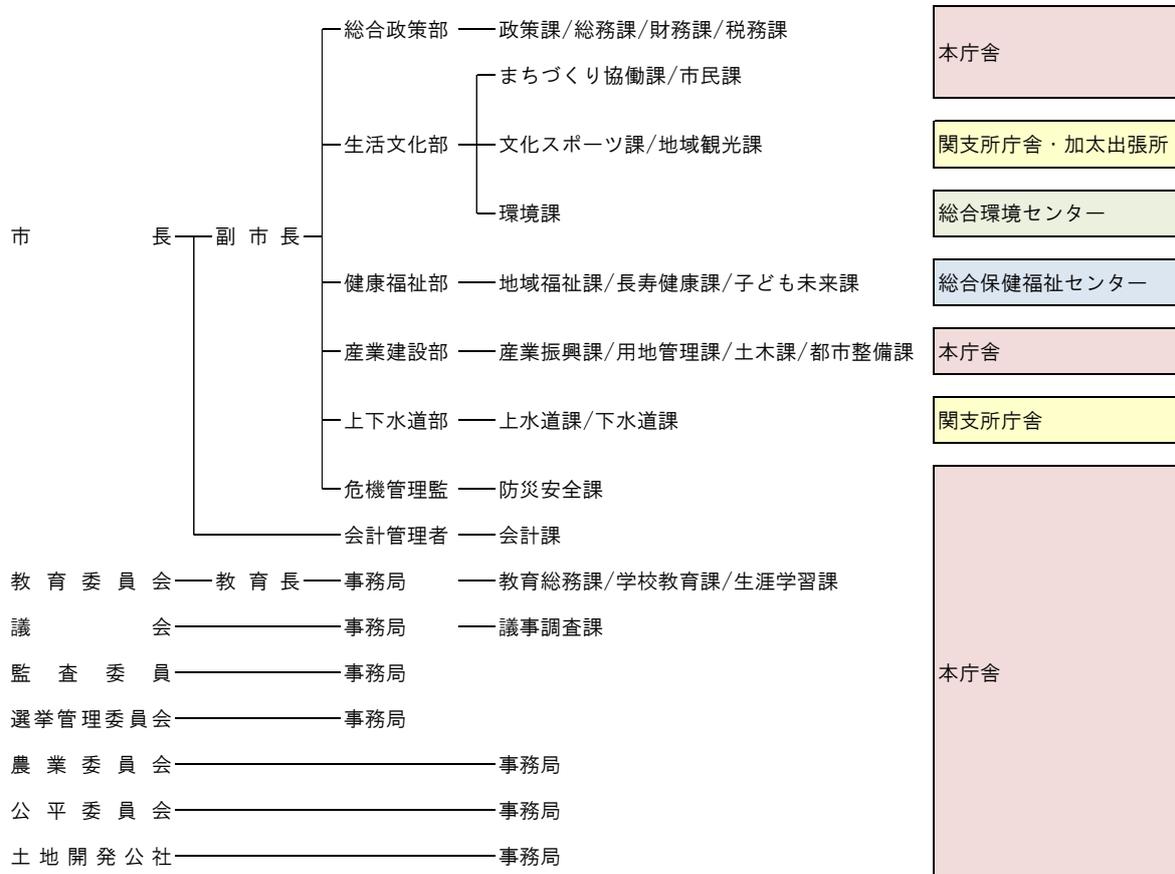
※日付はいずれも令和元年

2. 現庁舎の概要

現在、本市の行政機能は、本庁舎、関支所庁舎（加太出張所含む）、総合保健福祉センター、総合環境センターと大きく4庁舎に分かれています。



行政組織図と庁舎



(1) 本庁舎の概要

本庁舎は、昭和 33 年の現南棟の開設後、増築を繰り返し、付属施設は敷地内に整備してきました。また周辺には、来客用や公用車、職員用の駐車場が点在しています。

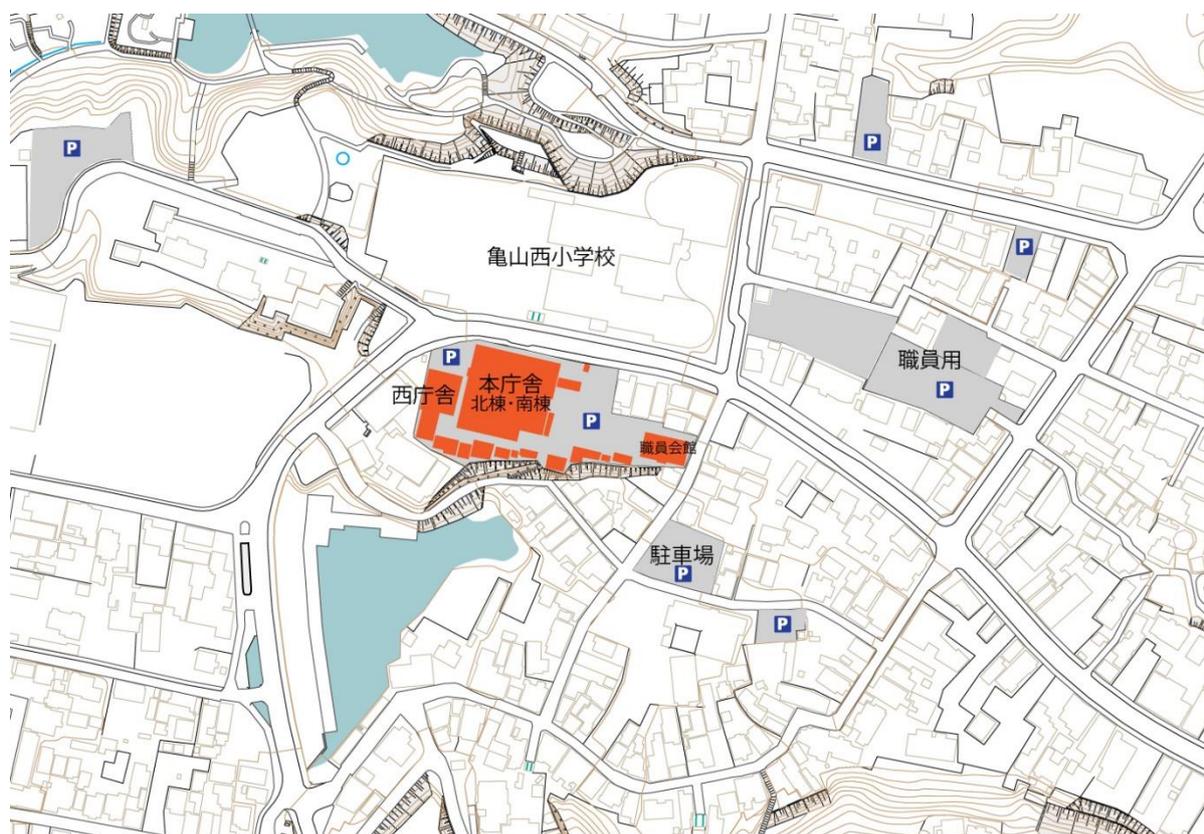
【所在地】 亀山市本丸町 577 番地

【敷地面積】 7,726 m²

建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
南棟	RC 造	3F+B1	昭和 33(1958)年 昭和 46(1971)年※	62 年 49 年	862.61 m ²	2,514.91 m ²
北棟	RC 造	3F	昭和 54(1979)年	41 年	717.34 m ²	2,153.94 m ²
西庁舎	RC 造	3F	昭和 42(1967)年	53 年	261.00 m ²	798.00 m ²
職員会館	RC 造	2F+B1	昭和 45(1970)年	50 年	210.51 m ²	503.41 m ²
附属施設					357.07 m ²	397.32 m ²

※増築。RCは鉄筋コンクリート、経過年数は2020年1月現在

※附属施設は揚水ポンプ室、自家用発電機室等



(2) 関支所庁舎の概要

関支所庁舎は、昭和 58 年に関町役場として開設され、合併後も支所として行政サービスの提供を行っています。

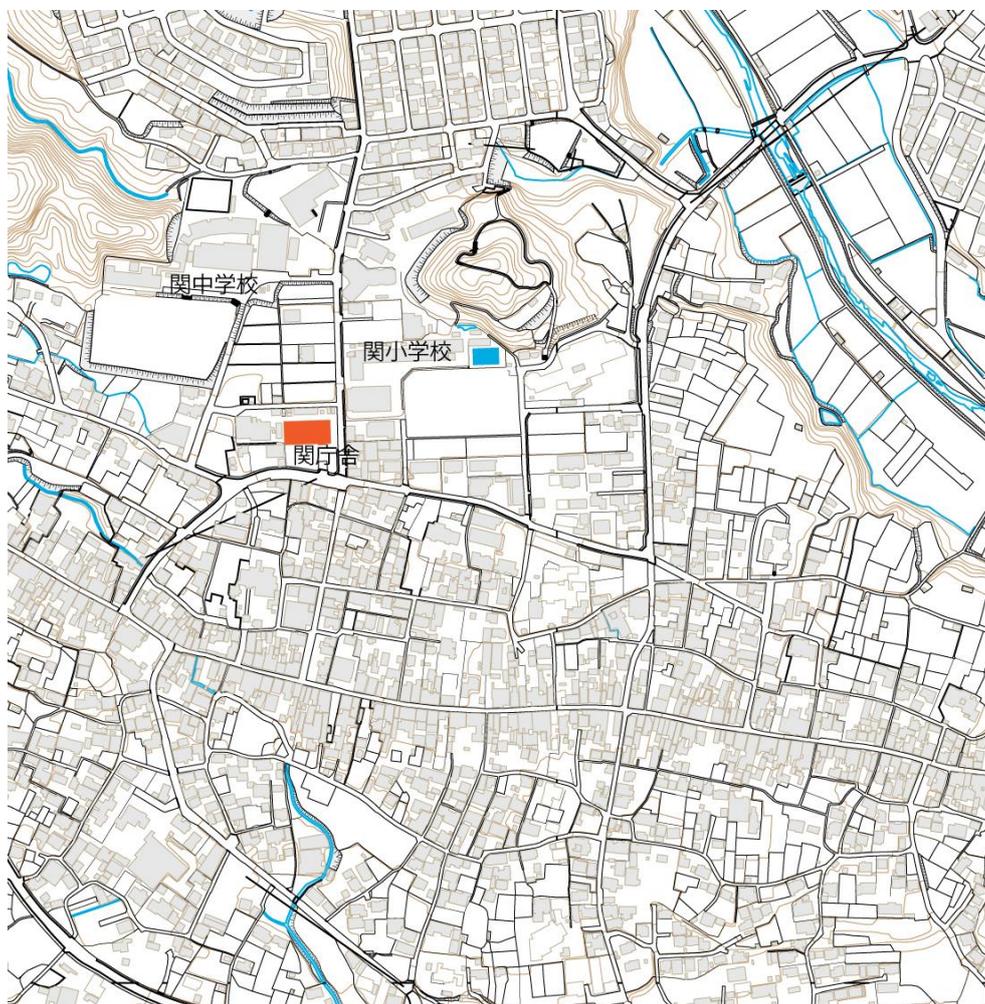
現在、1 階に生活文化部（地域観光課・文化スポーツ課）、2 階に上下水道部を配置しています。1 階では、総合的な窓口として各種証明書の発行や市税・保険料等の納付受付などのサービスを実施しています。

【所在地】 亀山市関町木崎 919 番地 1

【敷地面積】 5,442 m²

建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
関支所庁舎	RC 造	3F	昭和 58(1983)年	37 年	877.61 m ²	2,356.92 m ²
(車庫・倉庫)	S 造		昭和 58(1983)年	37 年		

※RCは鉄筋コンクリート、Sは鉄骨



(3) 総合保健福祉センター「あいあい」の概要

総合保健福祉センターは、平成13年に開設されてから同施設内の社会福祉協議会と共に本市の保健・福祉の総合的な拠点の役割を担っています。

現在では、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるなど、近接する医療センターとも緊密な連携体制を確保しています。

【所在地】 亀山市羽若町 545 番地

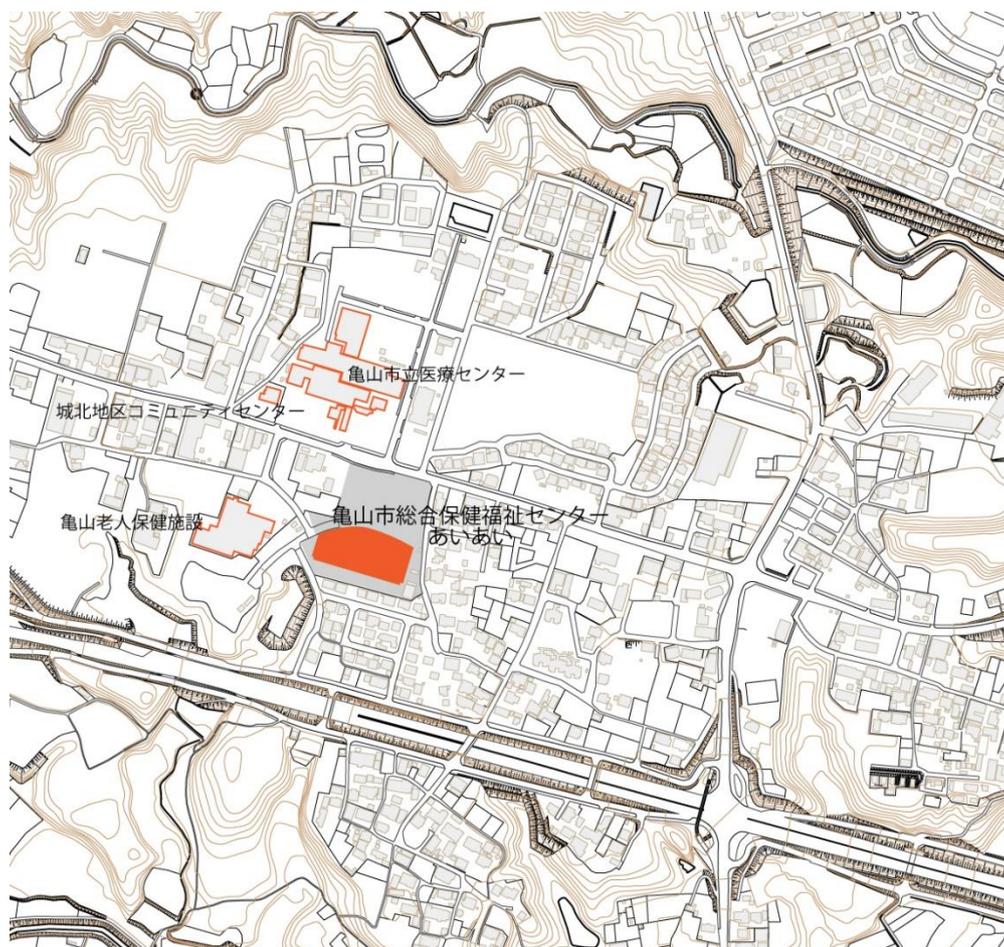
【敷地面積】 20,177 m²

建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
総合保健福祉センター	RC造	2F	平成13(2001)年	20年	3,565.52 m ²	5,460.36 m ² (637.8 m ²)

※RCは鉄筋コンクリート

※()はうち、事務所としての利用分

※経過年数は2020年1月現在



(4) 総合環境センターの概要

総合環境センターは、平成 12 年の廃棄物溶融処理施設の設置と同時に開設され現在、環境課（環境創造グループと廃棄物対策グループ）を置いています。特に、廃棄物対策グループの事務部門は、現場部門と一体となって業務にあたっています。

なお、現在廃棄物溶融処理施設については、長寿命化により稼働予定期間が令和 11 年度末までとなっています。

【所在地】 亀山市布気町 442 番地

【敷地面積】 41,098 m²

建物名称	構造	階数	建築年	経過年数	建築面積	延床面積
総合環境センター (工場棟)	RC・ S造	4F	平成 12(2000)年	20 年	2,008.27 m ²	6,989.49 m ² (374.5 m ²)

※RCは鉄筋コンクリート、Sは鉄骨

※()はうち、事務所としての利用分



3. 現庁舎の課題

現庁舎の課題・問題点は、新庁舎建設基本構想で8つの点から抽出して整理しました。以下は、主な課題・問題点です。

<p>①庁舎の老朽化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎は建物全体の老朽化が進んでおり、建築設備も不具合が多く、毎年、設備の修理や更新に費用がかかっている。 ・平成19年度に耐震補強工事を行っているが、今後の劣化を考えると、防災拠点として市庁舎に求められる耐震性能の確保は困難である。 ・行政手続きを行うだけの機能しかなく、市民満足度は低い傾向にある。 ・無機質な感じの建物で全体的に暗く、温かみを感じられない。 ・経済性・環境に配慮した省エネ等に対応できていない。
<p>②庁舎の狭隘化と機能分散</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能が分散しており、1箇所で手続きが完了しないケースもあり、市民サービスの低下を招いている。職員にとっても、移動による時間がかかり事務効率が悪い。 ・ロビーや待合、廊下、エレベーターなどが狭い。 ・市民の交流スペースや小規模なイベント、展示を行うスペースがない。 ・増改築を重ねてきたため、来庁者にとって分かりづらい。 ・駐車場や駐輪場が狭い。
<p>③事務の効率化、高度情報化への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室のスペースが狭く、作業効率の低下を招いている。 ・窓口からパソコンの画面が見える、会話内容が聞き取れる状態にある。 ・組織・機構再編や人事異動等による配置変更に対応できる構造でない。 ・書庫や倉庫等のスペースが不足している。 ・OA機器の増加等により事務室等が手狭になっている。
<p>④ユニバーサルデザインへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通路やトイレ、エレベーターなど、バリアフリーへの対応が十分でない。 ・サインがユニバーサルデザインの視点を取り入れておらず、分かりやすい表記となっていない。 ・授乳室やキッズスペースがない等、子育て世代への配慮がたりない。 ・思いやり駐車場に屋根がなく、雨天時の動線の確保が不十分である。
<p>⑤防災と庁内セキュリティへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部と危機管理部門が別フロアであり、非効率である。 ・大規模災害時のマスコミ等への情報発信等のスペースがない。 ・災害時の庁舎内の電力や給排水の確保、備蓄スペースが十分でない。 ・重要なデータや書類を保管するサーバー室や書庫が、災害に耐えられる構造となっていない。 ・執務室や書庫への出入りに制限がなく、完全なセキュリティの確保には至っていない。
<p>⑥景観、土地利用への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎は亀山城跡に位置しているが、歴史文化や景観に配慮した建物とはなっていない。
<p>⑦公共交通アクセスへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「さわやか号」等の運行区域外から来庁するためには、バスの乗換えが必要となり、高齢者等の交通弱者には負担を与えている。 ・高齢化率が今後も上昇することが予測されるが、公共交通機関での来庁がしづらい状況となっている。
<p>⑧働きやすい職場環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースが狭い。また、空調効率が悪く、執務環境が良くない。 ・更衣室が狭く、雨具を乾燥させるスペースもなく不衛生である。 ・災害時や夏場の作業後に使用できるシャワールームがない。 ・福利厚生施設（食堂等）が十分でないため、自席で食事をしている。 ・休憩室や更衣室に体調不良時に横になるスペースがない。

II. 新庁舎整備の基本的な考え方

1. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

新庁舎は、南海トラフに起因する大規模な地震災害や風水害など、災害時における都市機能を維持するため、市民の安心・安全を支える防災や危機管理の拠点としての機能と耐震性を備えた庁舎とします。

また、市民の利便性の向上と多様化する行政需要への効率的かつ機能的な対応を実現するため、可能な限り1箇所で手続きが済むよう集約化を図るとともに、新たなまちづくりの拠点として市民に開かれ、誰もが気軽に利用でき交流が生まれる庁舎とします。

市民に開かれた、安心と希望へつながる庁舎

(2) 基本方針

新庁舎の基本理念を具体化するため、7つの基本方針を以下のように定めます。

①防災拠点となる庁舎

施設としての十分な耐震性能を確保し、長期間使い続けられる安全な庁舎とします。

②市民の利便性と庁舎内の連携が向上する庁舎

新庁舎を整備するにあたっては、可能な限り行政機能を集約した庁舎とします。

③誰もが利用しやすく、親しまれる庁舎

ユニバーサルデザインの思想を全面的に取り入れた庁舎とします。

④機能的・効率的で働きやすい庁舎

職員が効率的に事務を遂行できる機能的で働きやすい庁舎とします。

⑤市民が気軽に交流できる庁舎

市民が気軽に利用でき、新しい交流が生まれるような庁舎とします。

⑥経済性・環境に配慮した庁舎

ライフサイクルコストの削減を考慮した耐久性や経済性に優れた庁舎とします。また、自然採光・自然換気など環境負荷を低減するための省エネルギー対策に配慮した環境にやさしい庁舎とします。

⑦まちづくりとの連携を図った庁舎

施設の景観は、シンプルでありながらも、豊かな自然や文化、歴史的な背景、地域性などに配慮し、市民が庁舎に親しみや愛着を持つことができる庁舎とします。

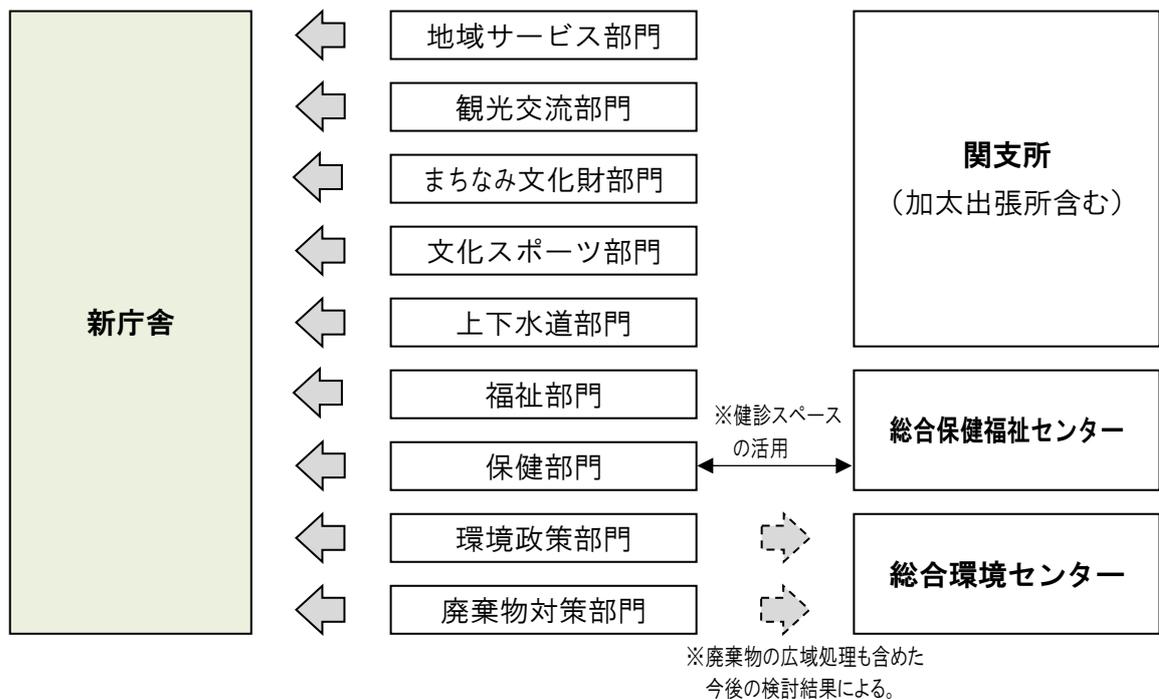
2. 行政機能の集約

新庁舎の整備に向けて検討を行うにあたり、新庁舎建設基本構想の中で、市民の利便性や業務の効率性、維持管理経費等の将来費用などを考慮し、全ての行政機能を新庁舎に集約することを基本に検討するという考え方を示してきました。

また、公共施設等総合管理計画においても、分散化する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備するという考え方を示しています。

今後の人口減少社会や新たな情報社会（Society5.0）、働き方改革による行政事務の効率化などを見据えると、新たな改革のステージとしてAIやRPAなどICTを活用したスマート自治体への転換を図る必要があり、市庁舎のあり方自体も大きく変わっていくと予測されます。

そこで、新庁舎建設基本構想及び公共施設等総合管理計画などの考え方にに基づき、中長期的な視点も含め総合的に勘案して、次のとおり新庁舎へ集約することとします。



(1) 関支所庁舎（加太出張所含む）

現在、関支所庁舎には生活文化部の一部と上下水道部が配置されていますが、それぞれ以下の観点から新庁舎へ集約するものとします。

①生活文化部

ア. 市民の利便性

各種届出や証明書発行等の窓口業務については、関支所庁舎でサービスを受けている市民にとっては、身近にサービスを受けられなくなるというデメリットがあり、集約により不便になります。これは、観光交流グループ及びまちなみ文化財グループの窓口についても、観光協会や関宿の関係者、関係団体等が多いため、同様のことが言えます。

一方で、市民アンケートでは、「庁舎の分散により、本庁だけでは用事が済まない」といった意見が628人中196人で、31.2%の方が不便と感じていると回答しています。また、令和2年2月には新たに証明書のコンビニ交付が予定されており、窓口機能の補完的な役割としてサービスの拡大が図られることから、地域サービスグループの窓口取扱件数の約半分を占める証明書交付件数が大幅に減少すると見込まれます。さらに、これから10年後、さらにその先を見据えると、AIやRPAなどによる新たな情報社会（Society5.0）の実現を目指している今日においては、自宅や外出先で行政サービスを受けられることも想定され、窓口業務のあり方自体が大きく変化していくことも考えられます。

このことから、窓口の縮小化は確実に進むと予測されるため、新庁舎の開庁が約10年後となることも考慮し、新庁舎へ集約していきます。

【関支所（地域サービスグループ）の窓口取扱件数】

内容	H25	H26	H27	H28	H29	H30
届書及び申請書の受付	688 (5.2%)	677 (5.2%)	610 (4.6%)	739 (5.3%)	655 (5.3%)	732 (5.5%)
証明書交付	7,215 (54.1%)	6,396 (49.2%)	6,534 (49.0%)	6,812 (48.5%)	6,487 (52.5%)	5,831 (44.2%)
その他業務(受付、収納、相談等)	5,436 (40.8%)	5,934 (45.6%)	6,191 (46.4%)	6,482 (46.2%)	5,224 (42.2%)	6,639 (50.3%)
合計	13,339	13,007	13,335	14,033	12,366	13,202

【資料：所管事務事業概要書（教育民生委員会）】

イ. 業務の効率性

電子決裁やテレビ電話などICT技術を活用することで、庁舎間を移動することなく業務の効率性を向上させることは、現在でも可能です。また、関宿や観光協会の近くに事務所があることで、現場対応において効率よく対応できるというメリットがあります。

一方、観光交流グループについては、関宿を中心とした観光施策を充実させながらも

亀山 7 座トレイルの取組など市内全域の観光資源の活用を図っています。また、まちなみ文化財グループについても、亀山市歴史的風致維持向上計画に基づいた関宿を中心とした施策を展開していますが、観光施策と同様に市内全域の文化財の保存や活用が期待されています。

また、職員間のコミュニケーションや所属長のマネジメントの観点からは、一箇所に集約する方が効率的かつスピーディであり、横断的な連携も取りやすくなります。

このことから、現体制のメリットもありますが、業務の効率の更なる向上を図るため、新庁舎へ集約します。

ウ. 災害時におけるリスク分散

災害発生時においては、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても継続して行う必要があります。災害により本庁舎が損傷を受け、災害対策本部の設置やその後の業務などが行えなくなった場合に備え、現体制のように庁舎を分散させていることもメリットの一つとして挙げられます。

しかしながら、新庁舎については、新庁舎建設基本構想にも記述しているとおり、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日）」に定める耐震安全性の目標とする「災害対策の指揮、情報伝達等のための施設（指定行政機関が入居する施設等）」の基準に準じて、構造体は I 類、建築非構造部材は A 類、建築設備は甲類を基本としつつ、免震、制震構造の採用も検討し、防災拠点としての機能が維持できるよう耐震性能を確保するとしています。

このことから、築 60 年以上経過した現庁舎では、各庁舎でも必要な業務が継続できるようにリスク分散をする方法が有効ですが、上記の耐震性能を備えた新庁舎に集約し、リスク回避をすることが最も有効であると考えます。

なお、災害対策本部については、亀山市地域防災計画において亀山市消防本部庁舎が 2 番目の設置場所と定められています。

エ. 集約によるコスト削減

新庁舎への集約については、短期的にみると集約によって延床面積が増加するため、財政負担が大きく増えることとなります。また、集約後も既存庁舎の利活用により、暫くの間は維持管理経費が重複することから、現行に比べて負担が大きくなります。

しかし、中長期的にみると、昭和 58 年に建設された関支所庁舎も新庁舎開庁後 15 年で築 60 年を経過し更新時期を迎えることから、建物の複数管理によって必要となる将来費用は、新庁舎に集約した場合に比べて多くなっていきます。

今後において、高齢化率の上昇が見込まれることから、人口と人口構造の推移を見通すとともに、それらが税収や社会保障費など市の財政に与える影響も見通しながら、次世代への将来費用の負担抑制を図る必要があります。また、多様化・複雑化していく市民ニーズや権限移譲による業務量の増加に対し、すでに活用が始まっている AI 技術等による業務の効率化から適正な職員数についても見極めていく必要があります。

このように中長期的な視点から新庁舎へ集約するものとし、同時にコンパクトで経済的な庁舎の実現を目指していきます。

②上下水道部

上下水道部（上水道課・下水道課）については、本庁舎と別庁舎であることで産業建設部との連携や上下水道料金の収受等に非効率な面があります。特に、上水道課については、事務所と中央監視制御装置とが別になっていることで、監視体制が課題となっています。

現在、中央監視制御装置が設置されているのは、第2水源地（旧亀山市水道庁舎）と関第2水源地（旧関町水道庁舎）であり、この装置は亀山市新水道ビジョンにおいて令和6年度から令和8年度にかけて更新を見込んでおり、仮に現在の第2水源地で中央監視制御装置を更新したとしても、施設が老朽化しており建替えの問題が発生します。

このことから、上水道課については、監視体制や第2水源地の施設老朽化、市民サービスの向上や事務の効率化を考慮し、新庁舎に事務所と中央監視制御装置を設置することとします。

また、下水道課については、上水道課や産業建設部との連携を図るため、同様に新庁舎に配置することとします。

（2）総合保健福祉センター

総合保健福祉センターに配置する健康福祉部については、次の理由により新庁舎へ集約します。なお、検討したパターンについては、集約を基本とする考え方から「社会福祉協議会を含めた全部集約」「行政機能（健康福祉部）の集約」「福祉部門のみの集約」の3パターンとしています。

ア. 医療・福祉拠点としての役割

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築の実現に向け、今後ますます医療センターと総合保健福祉センターとの連携は重要になってきます。

「社会福祉協議会を含めた全部集約」の場合、これまで形成してきた医療・福祉拠点としての方針を根本から覆すこととなります。また、「福祉部門のみの集約」の場合、結局は一部の行政機能が分散したままになることから、これまでの分散による課題が根本的に解決されないままとなります。

このことから、行政機能については集約し、総合保健福祉センターには福祉総合相談窓口を置くことで、これまでどおり福祉拠点としての役割を継続していきます。

イ. 市民サービスの向上と業務の効率化

現体制においては、社会福祉協議会や障害者総合相談支援センター「あい」、子育て支援センターなどと連携を密にしながら市民サービスを提供することで、きめ細かな対応が可能となっています。

一方で、保健福祉部門と他の部門との関係については、庁舎が別であるため、コミュニケーションが取りづらく、スムーズな連携が課題となっています。また、開設当時と比べて市民ニーズや福祉を取り巻く課題も多様化しており、100人を超すスタッフに対して、

事務所スペースが手狭になってきています。さらに、他庁舎の共通課題でもある会議から決裁や公印等の日常の事務までの移動ロスによって業務効率が悪くなっており、燃料費や人件費などのコストもかかっています。

現在のサービス基準を維持または向上させ、業務の効率化を図るためには、アのように総合保健福祉センターの体制を変更し、行政機能を新庁舎へ集約することが最も有効であると考えます。

ウ. 集約によるコスト削減

新庁舎への集約については、関支所庁舎と同様に短期的にみると集約によって延床面積が増加するため、財政負担が大きく増えることとなります。また、集約後も既存庁舎の利活用により、しばらくの間は維持管理経費が重複することから、現行に比べて負担が大きくなります。

しかし、中長期的にみると、平成 13 年に建設された総合保健福祉センターも新庁舎開庁時には築 30 年となり大規模改修の時期を迎え、また、新庁舎開庁後 30 年を経過した頃には更新時期を迎えることを考慮すると、建物の複数管理によって必要となる将来費用は、新庁舎に集約した場合に比べて多くなります。

このことから、行政機能は集約するものの、多くの利用がある健診スペースを現行どおり総合保健福祉センターを使用するなど、新庁舎の延床面積や駐車場スペースを抑制することでも、コスト削減を図っていきます。

エ. 社会福祉協議会との関係性

平成 13 年に総合保健福祉センターを設置して以来、18 年間にわたって社会福祉協議会と事務所を共にし、緊密に連携しながら地域福祉、健康増進、子ども・子育て、障がい者、高齢者などの施策を総合的に推進してきました。この体制については、他市でも事例は少なく、市民にとってはきめ細かなサービスを受けることができると同時に、福祉担当職員にとっても連携がスムーズで業務効率も良いと言えます。

一方で、行政と社会福祉協議会が同じ事務所にあることで、それぞれの役割が曖昧になっているというのも事実です。今後も多様化する福祉ニーズに的確に対応していくためには、行政が本来の力を発揮し、必要な施策を適時に打ち出していくことが求められます。

このことから、同一の事務所であることできめ細かなサービスの提供ができるというメリットもありますが、新庁舎に行政機能（健康福祉部）を集約することで社会福祉協議会と分離したとしても、それぞれの役割分担を明確にし、本来の力を発揮することで、より質の高いサービスの提供ができると考えます。

(3) 総合環境センター

総合環境センターについては、環境政策部門と廃棄物対策部門が配置されており、部門間の業務の連携がスムーズに行われていますが、一方で生活文化部内でのコミュニケーションや他部署との連携といった面で、一部非効率となっています。

また、溶融処理施設については、稼動終了を令和12年3月と予定しており、次期施設の更新にあたっては、廃棄物の広域処理もその手法の一つとして、検討を進めていく必要があります。

このような状況の中、今後も単独で更新する場合と広域処理とする場合との2つのパターンを想定しながら、集約化の検討を行っていきます。

なお、新庁舎を整備するにあたっては、新庁舎に必要な執務室の床面積を確保しつつ、設計段階までには最終的な結論を出すものとします。

3. 新庁舎の整備方針

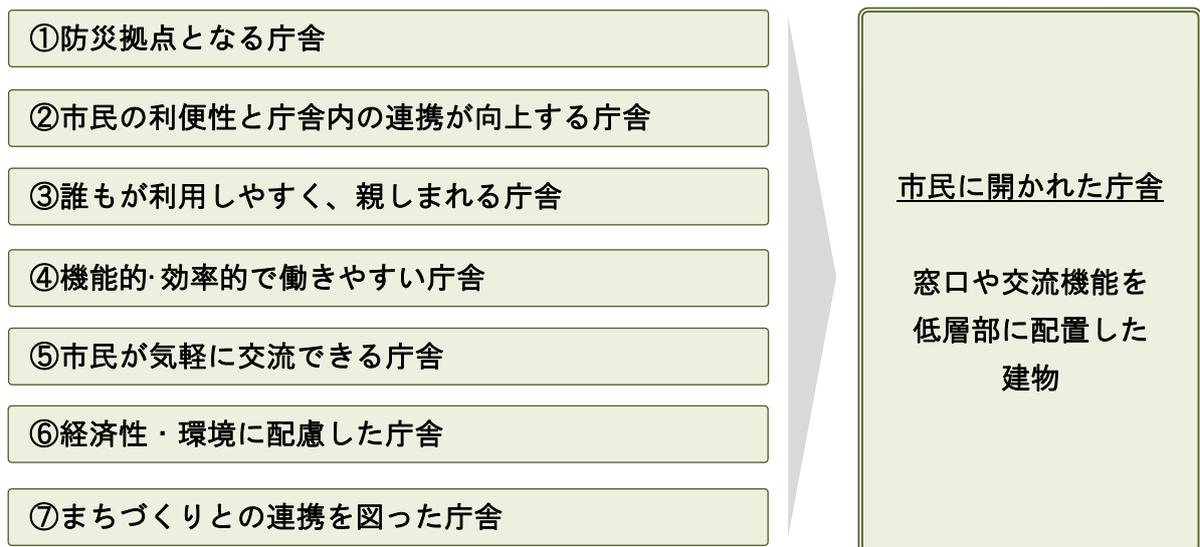
新庁舎の基本理念「市民に開かれた、安心と希望へつながる庁舎」の実現に向けた、次章以降の計画策定にあたっての新庁舎の整備方針を次のとおりとします。

(1) 市民に開かれた庁舎

新庁舎は、7つの基本方針に基づき、安全で、市民・職員の誰もが利用しやすく、開放的で、庁舎内外における交流や地域のまちづくりに寄与する庁舎とします。また、市民ワークショップでも意見が多かったように、本市の豊かな自然や文化、歴史、街並みに調和した、やわらかで温かみのある建物とします。

このことから、市民サービスのための窓口や市民交流機能を低層階に配置することを基本とします。

また、低層建築物とする場合は、ある程度の敷地面積を必要とするため、用地取得の可能性やその費用等とのバランスを考慮した上で、建設候補地、フロア構成、建物デザインを検討するものとします。



(2) 安心へつながる庁舎

本市では、都市の空洞化等の課題への対応として、既成市街地への都市機能及び居住の誘導等による『都市力』を向上させるために「立地適正化計画」を策定しています。同計画では、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である居住誘導区域として、亀山駅、関駅、井田川駅を中心とした亀山中央、関、井田川の3つの区域を選定しています。また、都市機能誘導区域を居住誘導区域内に設定し、都市機能誘導区域内に医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することとしています。

これらのことから、新庁舎は、まちづくりの拠点として、行政機能の集約を進めるとともに、医療・福祉・商業等と都市機能との連携を図るために、人口重心や新庁舎へのアク

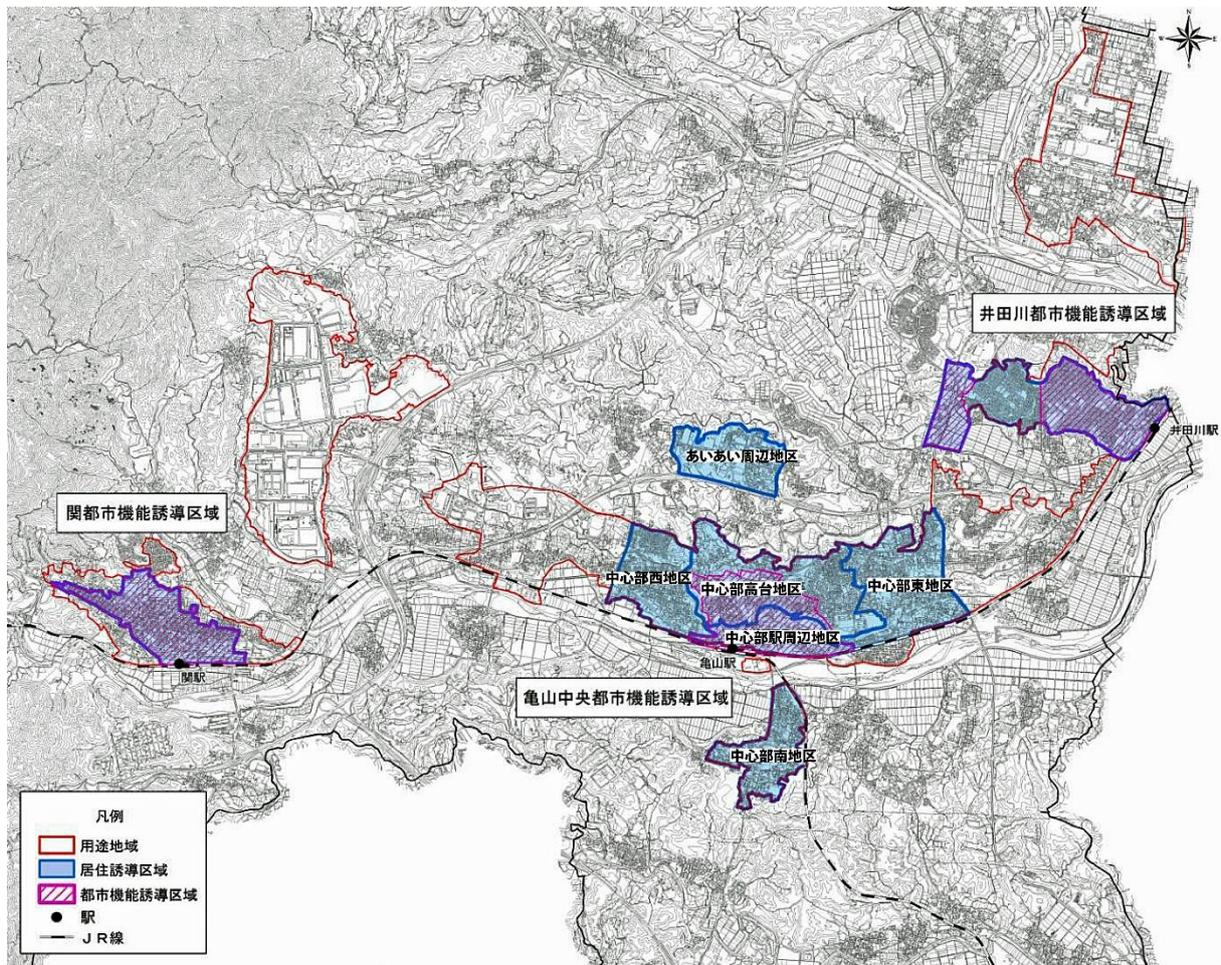
セシ性等を考慮し、亀山中央都市機能誘導区域内に整備することを基本とします。

また、安心・安全な庁舎として、災害時にも亀山市業務継続計画（BCP）に基づく業務が継続できるよう、耐震性に優れ、電気等のライフラインの途絶にも対応可能で、応急対応も受けやすい建物とすることを基本とします。

なお、都市機能誘導区域は、一般的には浸水想定区域を含まないこととされていますが、亀山中央都市機能誘導区域の一部には、鈴鹿川の浸水想定区域が含まれています。仮に、浸水想定区域に庁舎を建設する場合は、建物とアクセス道路への浸水対策を行うことが前提となります。また、低層建築物とする場合は、ある程度の規模の敷地面積を必要とし、都市的土地利用が進む都市機能誘導区域内で用地を確保することが難しい場合があります。

このことから、都市機能誘導区域内で必要な敷地面積を確保できない場合など条件によっては、高層建築物とするか、あるいは都市機能誘導区域外に整備することを検討します。

都市機能誘導区域全体図



亀山市立地適正化計画、2017（平成 29）年 10 月

(3) 希望へつながる庁舎

人口減少社会や新たな情報社会（Society5.0）など今後の社会情勢を見据えると、市庁舎のあり方自体が大きく変わっていくと予測されます。中でも、各種行政手続きのオンライン申請など手続きの簡素化は、市民にとっても職員にとっても利便性の向上につながります。

また、新庁舎は行政手続きの場だけではなく、まちづくりの拠点として現世代から次世代にわたって親しまれ、希望へとつながる庁舎となることが期待されています。

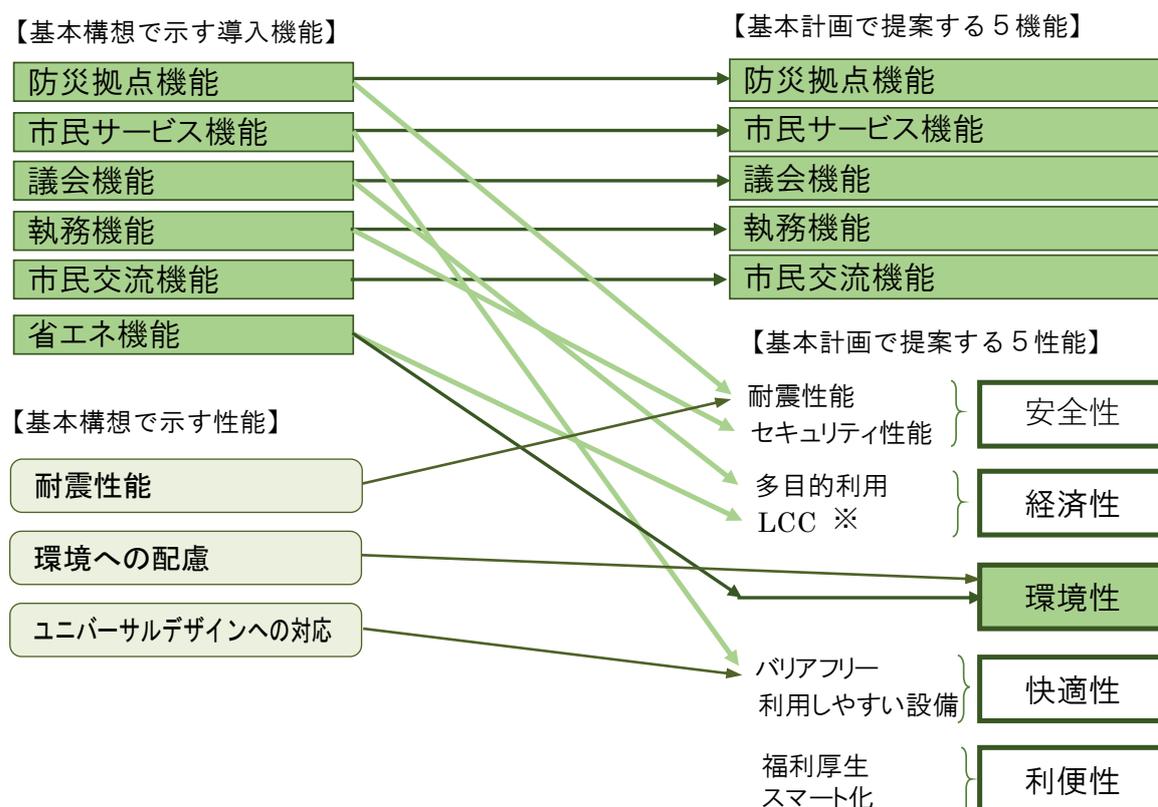
そこで、質の高い行政サービスの提供や持続可能なまちづくりの実現のためには、単に最先端の建築技術やICT技術の導入による業務の効率化を図るだけでなく、職員の政策立案や課題解決などの対応力が求められます。

このことから、最先端の建築技術やICT等を活用し、行政組織内部や外部組織との連携、コミュニケーションやマネジメント力の向上、さらには公文書の電子的管理による行政の透明性の確保や業務の効率化など、高い生産性を生み出す執務環境を整備することを基本とします。

III. 新庁舎の機能と性能

新庁舎建設基本構想で示した6機能3性能について、市民ワークショップやグループインタビューの意見を参考に、以下のとおり5機能5性能に分類し、整理しました。

なお、他の公共施設を含めた多機能集約とする場合や、建築物等関係法令の改正や技術革新など外部環境の変化への対応が必要な場合は、さらに付加する機能を検討する必要があります。



※ここでの「機能」とは建物が果たす役割とし、「性能」とは建物に求められる能力や性質とします。

※LCCとは、建物の設計、建設から修繕、維持管理、解体までを含めた全体にかかる費用を言います。全体から見ると、建設費より修繕、維持管理費等が全体の大半を占めます。

新庁舎が果たすべき5つの機能

機能	内容
1. 防災拠点機能	地震・浸水等の災害時における防災拠点となる機能
2. 市民サービス機能	市民サービスの窓口、相談等を行う機能
3. 議会機能	市議会の議決機関としての機能
4. 執務機能	行政職員の執務、行政文書の保管などの機能
5. 市民交流機能	行政と市民、市民同士の交流を行う機能

新庁舎に求められる5つの性能

性能	内容
1. 安全性	防災拠点機能が果たせる安全性（耐震性など）。個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯などのセキュリティ性の確保
2. 経済性	将来にわたり経済的で合理的な建物
3. 環境性	環境負荷の低減や周辺環境への配慮
4. 快適性	年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず全ての人の利用における快適性
5. 利便性	情報化・デジタル技術による業務の効率化、福利厚生施設の整備

III-1. 新庁舎が果たす機能

1. 防災拠点機能

(1) 拠点施設

①地震・浸水等への対策

- ・想定される南海トラフや活断層に起因する大規模な地震などの災害時にも建物が使用でき、亀山市業務継続計画（BCP）に基づく業務が確実に実行できるよう高い耐震性能を備えた庁舎とします。
- ・浸水の可能性の有無に関わらず、建築設備等を上階へ設置します。

②ライフラインが途絶した場合への対応

- ・災害時に電気が途絶することを想定し、3日間（72時間）以上の機能維持が可能な非常用自家発電機を設置します。
- ・上下水道が停止した場合に備え、雨水貯留施設や緊急汚水槽の設置など給排水機能が一定期間確保できるよう検討します。
- ・設備等の一部の不具合が全体的な機能喪失に波及しにくいシステム構成とし、代替設備の導入が容易な構造、構成とします。

(2) 災害対策機能

①災害への迅速な対応

- ・市長室・副市長室と危機管理部門、災害対策本部となる部屋を同一フロアに配置するなど、関連部署との連携も含めたフロアゾーニングを行います。
- ・災害対応に必要な情報を収集するため、必要な通信機器やモニターなどを導入します。

②災害対応スペースの確保

- ・県や警察、消防などの関係機関と連携を図るため、災害対策本部等の部屋は受け入れができる十分なスペースを確保します。
- ・継続した災害対策業務が行えるよう災害対策本部の運用等に必要防災備蓄倉庫や仮眠スペースを確保します。



防災関係室(いなべ市)



自家発電(土岐市)

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・災害に強い立地、高い場所、地盤に整備された庁舎
- ・避難場所、備蓄、交通結節点として機能する庁舎

2. 市民サービス機能

(1) 窓口・相談

①使いやすさへの配慮

- ・市民利用の多い窓口を1階に集約するなど、市民が効率よく適切なサービスを受けることができるよう配慮します。
- ・窓口全体が見通せるなど、初めての来庁者にも分かりやすい空間とします。
- ・各種手続きへの案内、高齢者や障がい者の補助等を行うコンシェルジュの配置を検討します。
- ・各窓口に合わせて、適切な広さの待合スペースやキッズコーナーを設置します。
- ・窓口には、ハイカウンター、ローカウンターを適切に設置します。

②プライバシーへの配慮

- ・窓口カウンターは、来庁者のプライバシーに配慮し、各席に仕切り板を設けます。
- ・来庁者の相談ケースに応じて適切な対応が出来るよう、個室型の相談スペースを設置します。
- ・相談スペースの配置は、来庁者が安心して相談できるよう適切な動線に配慮します。



土岐市



伊賀市

(2) アクセス

①来客用駐車場・駐輪場

- ・来庁者の動線を考慮し、場内の案内が分かりやすい駐車場と駐輪場を整備します。
- ・駐車しやすい十分な駐車スペースと駐車台数を確保します。
- ・車いす使用者や高齢者、妊娠されている方などが、駐車から玄関までスムーズに移動できるよう駐車位置に配慮すると同時に、雨に直接当たらず移動が出来るよう屋根や庇を設置します。

②公共交通

- ・新庁舎の建設場所によっては、コミュニティバス等の公共交通の経路変更等を行います。
- ・公共交通機関等を利用する来庁者が乗降しやすい場所に、バス停やタクシー乗降場の整備を検討します。



障がい者用駐車スペース(観音寺市)

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・ 効率的な動線を配した庁舎（ワンフロアで完結するなど）
- ・ 窓口機能が充実した庁舎（分かりやすさも含む）
- ・ 待ち合いスペースの充実
- ・ 気軽に訪問しやすい場所
- ・ 簡単に目的の窓口を訪問できる
- ・ 子どもと行きやすい場所
- ・ 駐車場が充実した庁舎
- ・ アクセスの良い庁舎
- ・ 公共交通機関の拠点（バス停等）

3. 議会機能

(1) 市民に開かれた議場等

- ・議会システムには様々な形式があることから、各形式の長所・短所を踏まえて十分に検討し、本市の議会運営にふさわしい市民に開かれた議場とします。
- ・行政スペースと動線が混在することなく、また開かれた議場となるよう議場や委員会室等を適切な位置に配置します。
- ・議場や委員会室は、議会の権能や独立性に配慮しつつ、支障のない範囲で多目的利用を図ることを検討します。
- ・誰もが傍聴しやすいユニバーサルデザインに配慮した設計とします。
- ・本会議開催中の庁舎内への配信、インターネット中継による情報発信などを行うため、必要な設備を整備します。

議場形式の比較

	直列配置	円形配置	対面配置
概念図			
配置の考え方	議員と理事者等が対面。議員席の列数を多くとれる	議場としての一体感が生まれやすい。	演壇を「議長」「理事者(行政)」「議員」「傍聴者」が取り囲む 裁判所と同じ
床の形式	ひな壇状になりがち	議員席は長めに配置可能 平土間も可能	
机・イス	固定式が多い	固定式が多い	可動式も可能
傍聴席	議員席が多い場合、傍聴席の床をあげないと見えにくい 議員席の背後にあるため議員の表情が見えない	参加者の表情は見えやすい	傍聴席から理事者と議員の双方が見え、質疑応答が把握しやすい 平土間でも全体を見渡せる
事例	一般的	射水市	飯田市、北方町



いなべ市



北方町

(2) 関連諸室等

- ・議会運営が円滑に行われるように、正副議長室、議会応接室、議会図書室、議員控え室など必要に応じた関連諸室及び設備を設置し、議場との連携が取りやすい配置とします。
- ・議会ロビーは、「市民の交流の場」として活用することを検討します。

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・使用していないときの議場の活用
- ・議会スペースの活用
- ・議員との交流（議場へも行こう！）

4. 執務機能

(1) 機能的で効率的な執務環境

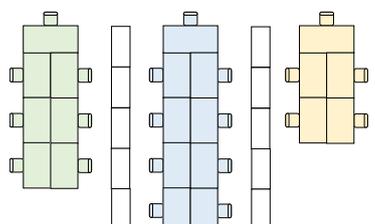
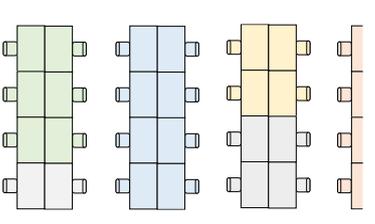
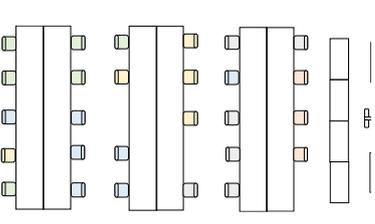
- ・ 市内LAN環境の整備や行政事務支援システムなど、ICT（情報通信技術）を活用した機能的で効果的な執務環境を実現します。
- ・ 公文書の電子的管理による適正管理とともに、データベースの活用による業務の効率化を図り、生産性が高く快適な執務等の環境整備を図ります。
- ・ 執務環境の整備とともに、職員の働き方を見直し、行政の透明性を図るとともに、市民サービスの向上を図ります。

(2) 働きやすい執務空間

① 執務空間

- ・ 開放的で視認性の良い無柱空間を基本とすることで、来庁者に気付きやすくなると同時に、各課や職員間のコミュニケーションも図りやすい執務空間とします。
- ・ 組織の変化や人事異動に柔軟に対応できるオフィスレイアウトとします。
- ・ 執務室は、執務スペースと打合せや作業をする業務サポートスペースに分け、動線も考慮しながら作業効率が高まるようゾーニングを行います。

オフィスレイアウトの比較

	従来型	ユニバーサルレイアウト	フリーアドレス
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部課単位を「島」をつくり、「島」を単位としたレイアウト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部課ではなく、机を均等に並べ「島」を単位とするレイアウト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人席を固定しない ・ 複数の職員が共有する ・ 作業内容に応じて移動する 
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部課内のコミュニケーションが取りやすい。 ・ 部課単位での書類管理がしやすい。 ・ 既存の机等が引き続き使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動や組織改編に対応しやすい。 ・ LAN等の配線工事やデスク・書棚の移設も不要。 ・ フロアが有効に利用しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織単位にとられない配置が可能。 ・ 実質的に執務する人数の空間で足りる(省スペース化)。
短所課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改編の度に机等のレイアウト変更が必要。 ・ LAN等も変更が必要 ・ フロアに無駄なスペースが生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「島」によっては別の部署が入ることがある。 ・ 書棚を共通とすれば、部署単位での管理ができない。 ・ 什器の均質化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織単位でのコミュニケーションがとりにくい。36 ・ 窓口業務などの固定的な業務には不向き。

② 会議室等

- ・ 適切な広さの会議室（大・中・小会議室）を、各フロアに配置します。
- ・ 大・中会議室は、可動間仕切り壁により、目的に応じた規模で利用できるようにしま

す。

- ・小会議室や打合せスペースは、各階の執務室付近に複数設置するなど、日常的な会議や打ち合わせが効率的に行えるようにします。

③その他

- ・業務サポートスペースについては、打合せや作業などの用途の他に、休憩スペースとしても利用できるよう配置します。
- ・印刷室や雨具等の乾燥室、物品搬出入スペースなど、執務に伴って付随する必要なスペースを確保します。
- ・食堂や更衣室（パウダールームやシャワー設備を含む）、その他職員の健康増進及び円滑な職務遂行のために必要な福利厚生施設を設置します。



執務室(土岐市)



打合せスペース（伊賀市）

(3) 収納

①書庫

- ・適切な公文書管理が行えるよう管理方法を見直したうえで、保管すべき公文書に対して十分な広さの書庫を確保します。
- ・大切な公文書を適切に保管するため、耐火構造の仕様とするとともに、セキュリティシステムを導入します。

②その他

- ・利用頻度の高低、機密性の高低によって保管場所を使い分けることが出来るように設置します。
- ・視認性や開放性に配慮し、天井までの壁面収納など効率的な収納スペースとします。



書庫（いなべ市）

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・職員と市民の対話のハードルが低い庁舎
- ・各部・サービスの連携
- ・職員の事務の効率化
- ・職員の働きやすさ

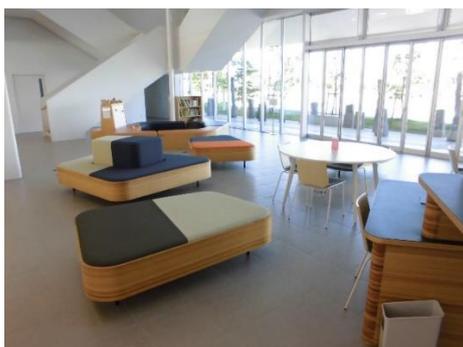
5. 市民交流機能

(1) 交流機能

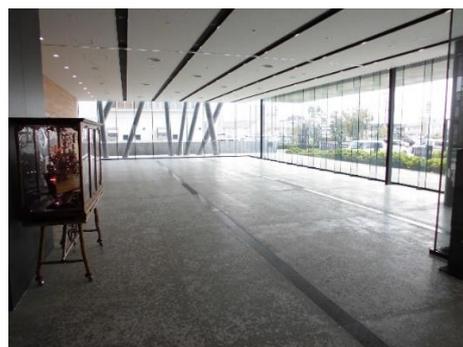
- ・ 交流スペースを1階に配置し、屋内の木質化や緑豊かな空間など、気軽に庁舎へ訪れることができるような環境を整えます。
- ・ 臨時窓口や期日前投票などに対応でき、普段は市民も利用できる多目的スペースを設けます。
- ・ 市民が自由に利用できる休憩コーナーや飲食コーナーなど、くつろげるスペースの検討を行います。

(2) 情報発信機能

- ・ 市の情報や地域から情報を受発信できる情報コーナーを設けます。
- ・ 文字放送や議会中継、災害時には迅速に状況を伝えるための大型モニターの設置を検討します。
- ・ 観光案内や産業などの紹介、市民活動や生涯学習の成果などをPRできる情報スペースを設けます。



交流スペース（北方町）



多目的スペース（阿南市）

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・ 市民イベントの充実
- ・ 情報の公開と地域との両方向通信、市外の人への情報発信強化
- ・ 展示スペース
- ・ 気軽に立ち寄れる、集まりやすい庁舎
- ・ 学習スペースや交流スペースが充実した庁舎
- ・ 放課後遊ぶ（話す）場所
- ・ 同年代の親・子どもの交流
- ・ ロビーコンサート
- ・ 地域物産のマルシェ
- ・ 行政へ市民の考えの提案
- ・ 亀山らしさ（特産品、木質）

III-2. 新庁舎が備える性能

1. 安全性

庁舎は、大地震発生等の非常時において防災拠点としての機能が果たせるよう、十分な耐震安全性を備えた庁舎とします。

また、市民に開かれた庁舎とすることを前提としながらも、個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯など、セキュリティに配慮した庁舎とします。

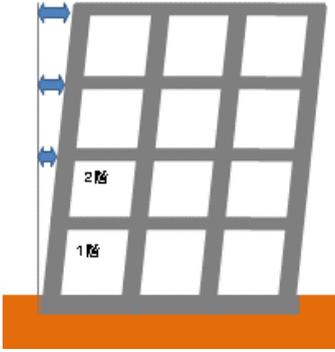
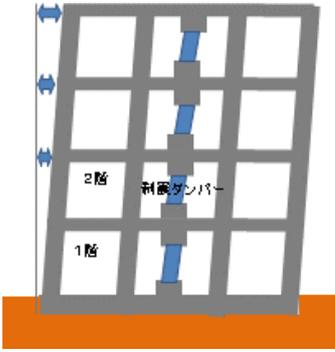
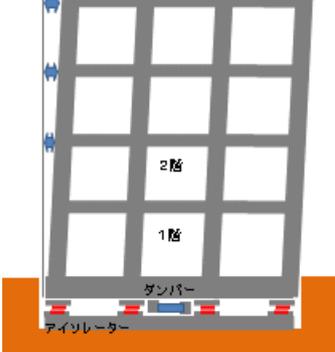
(1) 地震に対する建築物の構造的対策

- ・新庁舎は、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日）」に定める耐震安全性の目標とする「災害対策の指揮、情報伝達等のための施設（指定行政機関が入居する施設等）」の基準に準じて、下表のとおり安全性を確保します。

部位	類別	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

(2) 構造形式の比較

- ・国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、大地震動に対して、機能保持及び収容物の保全が特に必要な官庁施設については、原則として免震構造を適用することとしています。
- ・新庁舎は、大地震発生後の確実な機能保持と収容物の保全の観点から、免震構造を採用します。ただし、建物が低層となった場合は、建設費用も考慮し、耐震構造の採用も検討します。

	耐震構造	制震構造	免震構造
概要	<ul style="list-style-type: none"> 柱や梁, 壁等の堅さと強さで地震エネルギーに抵抗 一般的な工法で実績が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物に制振部材(ダンパーなど)を組み込んで地震エネルギーの一部を吸収させ、建物のゆれを低減 新築庁舎での事例は少 	<ul style="list-style-type: none"> 建物と地盤との間の免震部材を設置し、地震エネルギーを吸収させて、ゆれを低減 新築庁舎での採用事例が多 
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 地盤のゆれが直接建物に伝わる。 躯体にひび割れ等が生じる可能性がある。 家具の転倒や天井の落下対策が必要 耐力壁により設計に制約 	<ul style="list-style-type: none"> 建物に地震の揺れが直接伝わる(耐震構造と同じ)。ゆれは耐震構造より低減 中高層以上で制振効果が得られやすい(低層は効果小) 家具の転倒や天井の落下対策が必要 制振部材により設計に制約 	<ul style="list-style-type: none"> 建物に伝わる揺れの低減効果が他工法に比べて高い。 躯体の損傷が少なく、家具等の転倒や散乱が抑制される。 建物内部の設計制約は少ない 建物周りにクリアランスが必要。接続配管等も可動への対応が必要 免震部材は水に弱く、浸水対策が必要。定期的な点検、費用が必要。 低層、軽量の建物は不向きとされる

(3) 主な構造種別の選択

- 市庁舎の主な構造種別には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の採用が考えられるため、耐震性能と同時に最適な種別を選択していきます。

種別	法定耐用年数	平面プランの自由度	施工性、工期
鉄筋コンクリート造 (RC造)	50年	現場打ちPCの採用により大スパンを実現できる。自由度が大きい。	—
鉄骨造 (S造)	38年	大スパンにより自由度が大きい。	施工性が良く、RC造よりやや工期が短い。
鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	50年	大スパンにより自由度が大きい。	重量の大きな部材となるため大型重機が必要となる。RC造より工期が長くなる。

(4) セキュリティ・防犯への配慮

- ・庁舎内を幾つかのセキュリティレベルに区分し、それぞれに適したセキュリティ管理を行います。



- ・執務時間内、夜間・休日の各時間帯での利用可能ゾーンをシャッター等によって明確にします
- ・サーバー室等での市民情報などの重要情報を扱う部屋には、ICカード(テンキー方式)等による施錠システムを導入し、入退室管理を行い、適切なセキュリティを確保します。
- ・敷地内、庁舎建物内に防犯カメラや出入口のセキュリティシステムを設置します。
- ・執務室は開放性を確保しつつ、入室抑制やカウンターからの端末画面等が見えないようにします。
- ・出力機器は、個人情報保護のため、職員以外の目に触れにくいようにします。
- ・職員以外の来庁者との対応は、執務室外の打合せコーナーや会議室で行います。

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・エコな防災（窓は小さくてもよい）
- ・ガラスの多用を避けた安全性の配慮

2. 経済性

建設から取り壊しまでの長期間の利用に伴う費用（ライフサイクルコスト）が低減するよう耐久性や経済性に優れた庁舎とします。

また、将来における職員数や業務量の変化に柔軟に対応できる庁舎とします。

（1）ライフサイクルコストの低減

- ・庁舎の長寿命化を前提に、適正な管理を図っていきます。
- ・汚れにくく、壊れにくい、清掃がしやすいといった維持管理しやすい庁舎とします。
- ・長期間にわたり風雨や温度変化に耐える性能を持った材料を用います。
- ・長期的な視点から、経済的な修繕更新ができるようにします。
- ・庁舎の設備等の稼働状況を把握し、効率的に管理するエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入を検討し、光熱水費や燃料費などランニングコストの低減を図ります。
- ・定期的な点検や清掃が容易、設備の入れ替えなどの更新しやすい構造、デザインとします。

（2）将来的な変化への対応

- ・会議室などを可動間仕切り壁によって可変性を持たせ、効率的な利用ができるようにします。
- ・什器の配置を工夫し、組織変更にも対応できるようにします。
- ・執務室等の床は、フリーアクセスフロアとし、OA機器の自由なレイアウト変更に対応できる計画とします。
- ・将来的な無線化に対応できるようにします。

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・イニシャルコスト、ランニングコストを抑制
- ・シンプルな空間
- ・将来の解体まで見据えた設計

3. 環境性

かめやま環境プランや亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画に基づいた取組が確実に実施できるよう、SDGs（持続可能な開発目標）の考えも取り入れながら、環境負荷の低減に配慮した庁舎とします。

（１）自然エネルギーの活用

- ・太陽光などの再生可能エネルギーを有効活用します。

（２）省エネルギー技術の導入、環境負荷の低減

- ・様々な省エネルギー技術を導入して、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）を実現します。
- ・自然換気、建物の高断熱化、高効率の空調システム導入などにより、最適な室内環境を確保しながらエネルギー利用を低減します。
- ・自然採光やLED照明、明るさセンサーの併用などによりエネルギー利用を低減します。
- ・環境負荷の少ない材料（エコマテリアル）を使用することで、環境負荷の低減に努めます。
- ・木質化による地球温暖化防止に寄与します。



建物緑化の例



太陽光発電（阿南市）

（３）周辺環境への配慮

- ・敷地内に緑地を確保します。屋上緑化などについて検討します。
- ・建物外構に透水性の高い舗装材を用いるなど地表面温度上昇を抑えるようにします。

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・地元産材の利用
- ・効率的なエネルギー利用
- ・自然や景観にマッチした庁舎
- ・デザイン性の高い庁舎（文化遺産になるようなデザイン）

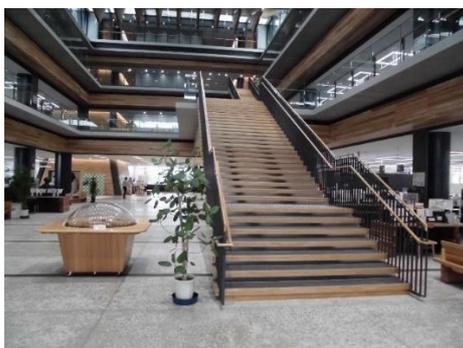
4. 快適性

新庁舎は、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、庁舎を利用するすべての人が快適に使いやすくします。

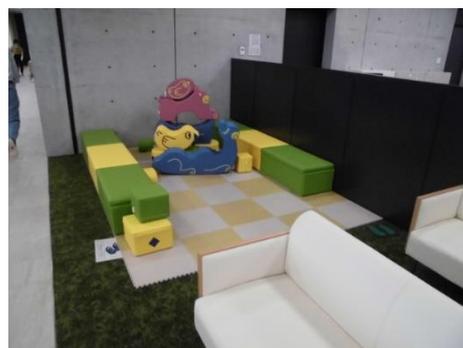
また、職員からの声かけなどを積極的に推進し、市民の立場に立った市民サービスの向上を図ります。

(1) 使いやすさ

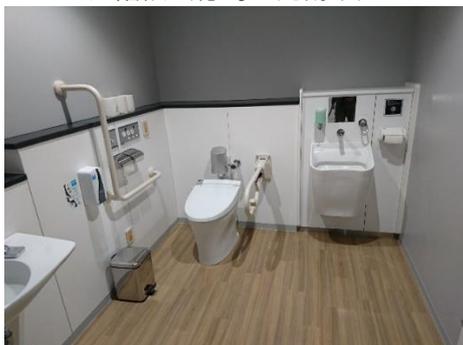
- ・誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れます。
- ・通路は、車いす利用者やベビーカー利用者が余裕をもって通れる幅とし、円滑な通行が可能な移動空間を確保します。また、エレベーターについても、余裕をもって乗れる広さとし、救急搬送時にも対応できるものとしします。
- ・階段やスロープは緩やかな勾配とし、両側に2段手すりを設けるなど昇降しやすくします。
- ・子育て世代の利用を考慮して、授乳室やキッズスペースを設置します。また、幼児用椅子を設置します。
- ・十分なスペースを確保した多目的トイレを各フロアに設置します。
- ・内装に木や畳などを使うなど、暖かみのある庁舎とします。



大階段（徳島・阿南市）



キッズスペース（いなべ市）



多目的トイレ(伊賀市)



授乳室(観音寺市)

(2) わかりやすさ

- ・案内表示は絵記号(ピクトグラム)などを用いて誰にでも分かりやすく、色覚に配慮したカラーバリアフリーとした配色とデザインとします。また設置の高さや大きさにも配慮します。

- ・廊下や階段、エレベーターは移動しやすく、分かりやすい配置とします。
- ・来庁者が目的の窓口を見つけやすいよう全体が見渡せる空間とします。



わかりやすい絵記号の例



直感的にわかる階数表示の例

(3) 受動喫煙への対応

- ・健康増進法の受動喫煙防止対策に基づき、敷地内禁煙又は建物内禁煙など必要な対策を講じます。

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した庁舎
- ・土日利用のしやすさ
- ・明るい（大きな天窓や入口、窓が多く光がよく入る室内、あたたかみのある空間、畳を使う）
- ・明るく、親しみやすく、気軽に行ける雰囲気づくり
- ・ゆっくりでき、座れて、話せて、飲食できるスペース
- ・開放的なスペース
- ・キッズスペースや保育所、学習スペースがある
- ・広い公園（芝生がある公園）がある
- ・憩い・利便施設（公園、展望室、カフェ、自習室、本屋）

5. 利便性

情報化・デジタル技術の積極的な活用を行い、利便性を高めます。

また、市民や職員の利便性が高まるような機能を付加します。

(1) スマート庁舎による効率化

- ・ R P A (ロボティック・プロセス・オートメーション)」を活用し、定型業務の自動化等を進めることで、作業精度の向上や所要時間の短縮、省スペース化を実現します。
- ・ A I (人工知能) を活用して各種施策や制度情報などに関する「F A Q」(よくある質問と回答集)、チャットボット(自動会話プログラム)の導入を検討します。
- ・ 現行の窓口業務、業務の進め方を見直し、行政手続きのオンライン化などのスマート化を新庁舎整備と並行して進めていきます。
- ・ 庁内ネットワークの最適化をはかるよう、Wi-Fi 環境の整備などに取り組みます。
- ・ マイナンバーカードによる各種行政手続きのオンライン申請など、手続きの簡素化や利便性の向上を図ります。
- ・ 職員 I C カードを導入することで、職員の出退勤管理や専用エリアへの入退室管理を効率的にし、O A システム(P C 端末、プリンター等)と連動することで行政事務の効率化を図ります。
- ・ 照明や空調等をスマート化により、維持費用の削減と環境負荷低減を実現します。

(2) 付加機能

- ・ 市民や職員が利用できる銀行窓口や A T M、コンビニ、自販機コーナー、飲食スペース等の導入について、事業性も踏まえながら検討します。



案内ロボット (北方町)



食堂 (いなべ市)

ワークショップ・グループインタビューでの主なご意見

- ・ A I やロボットを活用した案内、A I を活用したスマートな庁舎
- ・ 飲食スペース (カフェ等)
- ・ デジタルサイネージの利用
- ・ 自由にパソコンが使える (情報を調べる)

IV. 新庁舎の建設候補地

(今後に検討)

V. 新庁舎の規模・配置

1. 新庁舎の規模

(今後に検討)

2. 新庁舎の配置

(今後に検討)

3. 新庁舎のフロア構成

(今後に検討)

VI. 事業計画の検討

1. 事業手法

(1) 事業手法の検討の考え方

新庁舎の設計・建設・維持管理・運営の各業務の発注方法や契約方法（以下「事業手法」といいます。）については、次の視点から、市民及び地域経済にとって価値の高い事業手法を検討していきます。

項目	考え方
市民協働によるまちづくり	・設計・建設・維持管理・運営の各段階や各業務において市民意見を反映する機会や市民交流の仕組みを講じることで、市民との協働によるまちづくりを進める。
民間ノウハウの活用	・設計・建設・維持管理・運営の各業務において民間ノウハウを活用することによって、財政負担を削減するとともに、市民の多様なニーズに応える質の高い公共サービスを提供する。
財政負担の平準化	・新庁舎整備には多額の費用が必要となるため、市の初期投資を抑えるとともに、財政負担の平準化を図る。
地域経済の活性化	・新庁舎整備の投資効果や地元経済社会に与える影響は大きく、地元企業も事業に参画しやすくすることによって、地域経済の活性化を図る。

(2) 市の公共施設の事業手法

現庁舎をはじめとした亀山市の公共施設の従来型の事業手法は、次のとおりです。

業務項目	内容
資金調達	・市が基金、一般財源、起債等によって設計・建設費を調達。
設計	・市が民間事業者（設計事務所）に設計業務を発注し、民間事業者が設計業務を実施。
建設	・市が民間事業者（建設会社）に建設業務を発注し、民間事業者が上記の設計に基づき建設業務を実施。
維持管理 運営	・市が民間事業者（管理会社）に維持管理・運營業務の一部又は全部を発注し、民間事業者が管理運営を実施。施設によっては、民間事業者を指定管理者に指定。

(3) 事業手法の整理

新庁舎の事業手法としては、次の事業手法の採用が考えられ、各事業手法を評価します。

事業手法	概 要	実施主体			
		資金 調達	設計 建設	管理 運営	施設 所有
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> ・市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を資金調達 (Finance) する。 ・市が、設計 (Design)・建設 (Build) を民間事業者に分離発注し、民間事業者が各業務を実施する。 ・施設の完成後、市が民間事業者に管理運営 (Operation) を別途発注し、民間事業者が管理運営を実施する。 	市	市	市	市
E C I 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を資金調達 (Finance) する。 ・市が、設計 (Design)・建設 (Build) を民間事業者に分離発注し、建設の技術提案を設計に反映しながら、民間事業者が各業務を実施する。 ・施設の完成後、市が民間事業者に管理運営 (Operation) を別途発注し、民間事業者が管理運営を実施する。 	市	市 民間	市	市
D B 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・市が基金・一般財源・起債等によって、設計・建設費を資金調達 (Finance) する。 ・市が民間事業者に設計・建設 (Design・Build) を一括発注し、民間事業者が設計・建設を実施する。 ・施設の完成後、市が民間事業者に管理運営 (Operation) を別途発注し、民間事業者が管理運営を実施する。 	市	民間	市	市
P F I 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・市が民間事業者 (事業を実施する特別目的会社 : SPC) に資金調達 (Finance)・設計・建設 (Design・Build)・管理運営 (Operate) を一括発注し、民間事業者が各業務を実施する。 ・資金調達は、設計・建設費全額を民間資金で調達する場合、市が基金等で調達する場合がある。 ・施設を市が所有する場合 (BTO 方式) と民間事業者が所有する場合 (BOT 方式) がある。 	民間	民間	民間	市 又は 民間
リース方式	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者 (リース会社) が資金調達 (Finance)・設計・建設 (Design・Build)・管理運営 (Operate) を実施し、市に施設をリース (建物賃貸借) する。 ・リース期間終了後、施設の所有権を市へ移転 (無償譲渡) する場合と施設を解体撤去する場合がある。 	民間	民間	民間	民間

- ・ E C I 方式 : Early Contractor Involvement (アーリー・コントラクター・インボルブメント) 方式の略
- ・ D B 方式 : Design Build (デザイン・ビルド) 方式の略
- ・ P F I 方式 : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) 方式の略

評価				庁舎事例
市民協働による まちづくり	民間ノウハウの 活用	財政負担の 平準化	地域経済の 活性化	
○各段階において 市民の意見を反 映することが可能	・分離発注であるた め効率的な整備 や管理運営を見 据えた設計が難 しい※2	○起債を活用するこ とで財政負担の 平準化が可能	○従来と同等の経 済波及効果が期 待される	三重県いなべ市 三重県伊賀市
○各段階において 市民の意見を反 映することが可能	○設計に建設の技 術提案を採用す ることで効率的な 整備が可能	○起債を活用するこ とで財政負担の 平準化が可能	・技術力が求めら れ、地元企業が 参加するには難 しい場合もある※3	宮城県白石市 愛知県新城市 (四日市市体育館)
・設計・建設の契約 後に、市民の意 見によって契約 内容を大きく見直 すことは難しい※1	○設計・建設の一括 発注によって効 率的な整備が可 能	○起債を活用するこ とで財政負担の 平準化が可能	・技術力が求めら れ、地元企業が 参加するには難 しい場合もある※3	横浜市 名古屋市中村区 (三重県警職員宿舎)
・事業契約後に、市 民の意見によって 契約内容を大きく 見直すことは難し い※1	○設計・建設・管理 運営の一括発注 によって、効率的 な整備や管理運 営が可能	○民間資金を活用 することで財政負 担の平準化が可 能。起債を活用 することも可能	・資金力や技術力が 求められ、地元企 業が参加するに は難しい場合もあ る※3	さいたま市大宮区 大阪府東大阪市 (桑名市中央図書館)
・事業契約後に、市 民の意見によって 契約内容を大きく 見直すことは難し い※1	○設計・建設・管理 運営の一体事 業のため、効率的 な整備や管理運 営が可能	○民間資金を活用 することで財政負 担の平準化が可 能	・資金力や技術力が 求められ、地元企 業が参加するに は難しい場合もあ る※3	愛知県高浜市 沖縄県座間味村

※1：発注前に市民意見を確認し、公募条件等に反映する必要がある。

※2：CM（コンストラクション・マネジメント）方式等によって、コスト管理等を行うことが考えられる。

※3：地元企業が参加し易い入札参加条件や評価方法（落札者の決定方法）とする必要がある。

(4) 事業手法の選択の考え方

事業手法には、(3) のとおり、それぞれに一長一短があります。

このため、建設地の選定などの今後の事業の進捗に合わせて、次の視点から慎重に選択します。

項目	考え方
物価変動	・2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を背景として建設費が高騰しており、コスト管理や事業計画の変更に柔軟な対応が可能な事業手法を選択する。
財政負担額 財源	・建設費の用地取得が必要となる場合や基金の積立状況等、財源や財政負担の平準化の程度に応じて事業手法を選択する。
市民ニーズの多様化 技術革新	・市民ニーズが多様化するとともに、電子市役所の構築が急速に進展しており、技術革新や施設計画の変更に柔軟な対応が可能な事業手法を選択する。

2. 事業費と財源

(今後に検討)

3. 建設スケジュール

(今後に検討)

亀山市新庁舎整備基本計画

三重県亀山市総合政策部財務課
〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地
TEL : 0595-84-5025
FAX : 0595-82-9955
URL : <https://www.city.kameyama.mie.jp/>